

議案第86号

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、選挙運動用の自動車（一般運送契約以外のものに限る。）の使用に係る公費負担の限度額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の2及び第5条の4中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された葛飾区議会議員又は葛飾区長の選挙については、なお従前の例による。